

もしもの時に備えて…

緊急連絡カード(緊とっとボトル)

きん

■ 緊急連絡カードとは

ご自宅で救急車を呼ぶ事態になった時など、万が一のことがあった時のために備えていただくものです。

救急医療活動に必要な医療情報などを記載した緊急連絡カードを円筒形のプラスチック容器「緊とっとボトル」に入れ、自宅の**冷蔵庫**に保管しておきます。

万が一の際に、駆け付けた救急隊員が**冷蔵庫**から取り出し、適切な救急医療活動のために活用します。

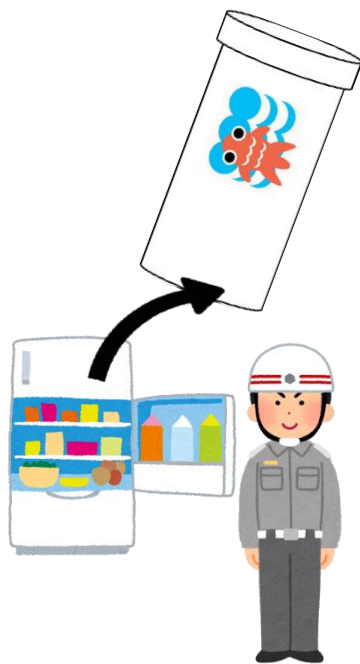
■ 活用のイメージ

① 救急通報



本人や異変に気付いた近所の方が通報します

② 発見・確認



駆け付けた救急隊員が**冷蔵庫**から「緊とっとボトル」を取り出します

③ 情報提供・搬送



◆ 搬送先の医療機関に情報を提供します



◆ 記載している家族などに連絡します

■ 対象者

市内在住の概ね65歳以上の

- ひとり暮らし高齢者
- ふたり暮らし高齢者の世帯(どちらも高齢者の方)
- 昼間ひとり暮らし高齢者(ご家族と住んでいるが、日中はひとりで過ごされている方)

■ 作成までの流れ

- ① お住まいの地域の民生・児童委員、または社会福祉協議会にご連絡ください。
- ② 民生・児童委員が必要事項を聞き取り、調査票を作成します。
- ③ 社会福祉協議会が調査票をもとに、緊急連絡カードを作成し、「緊とっとボトル」とともに担当の民生・児童委員にお渡しします。
- ④ 民生・児童委員が自宅にお届けします。

緊急連絡カード				
救急車・火事 119 警察 110				
氏名	性別	生年月日	住所	
社協 四朗	男	昭和2年1月1日	大和郡山市植槻町3-8 (電話) 0743-53-6531	
かかりつけの医療機関		所在地	備考	
奈良社会保険病院 (電話) 0743-53-1111		大和郡山市朝日町1-6 2		
田北病院 (電話) 0743-54-0112		大和郡山市城南町2-1 3		
郡山青藍病院 (電話) 0743-56-8000		大和郡山市本庄町1-1		
氏名	続柄	住所	勤務先	
郡山 花子	妹	大和郡山市北郡山町248-4 (電話) 0743-53-1151		
社協 二郎	兄	福原市大久保町320-11 (電話) 0744-29-0101		
社協 太朗	兄	千代田区霞が関3-3-2 (電話) 03-3581-4763		
片桐 一子	娘	大和郡山市小泉町105-1 (電話) 0743-52-3824		
関係連絡先		◎あなたの地区の民生委員は下記の方です		
福) 大和郡山市社会福祉協議会 (電話) 0743-53-6531		氏名	社協 三郎	電話 0743-55-0986
		住所	大和郡山市 植槻町◎◎◎◎	
困ったこと、心配ごとがありましたらいつでも相談してください				
大和郡山市社会福祉協議会			電話: 53-6531	FAX: 55-0986



連絡カード				
氏名	郡山 一郎			
住所	矢田町4547	電話	0743-50-0000	
医療機関	大和郡山病院	電話	0743-53-1111	
生年月日	昭和18年12月31日			
緊急時の連絡先	氏名	社協一子	続柄	-----
	住所	大和郡山市植槻町3-8	電話	0743-55-0986

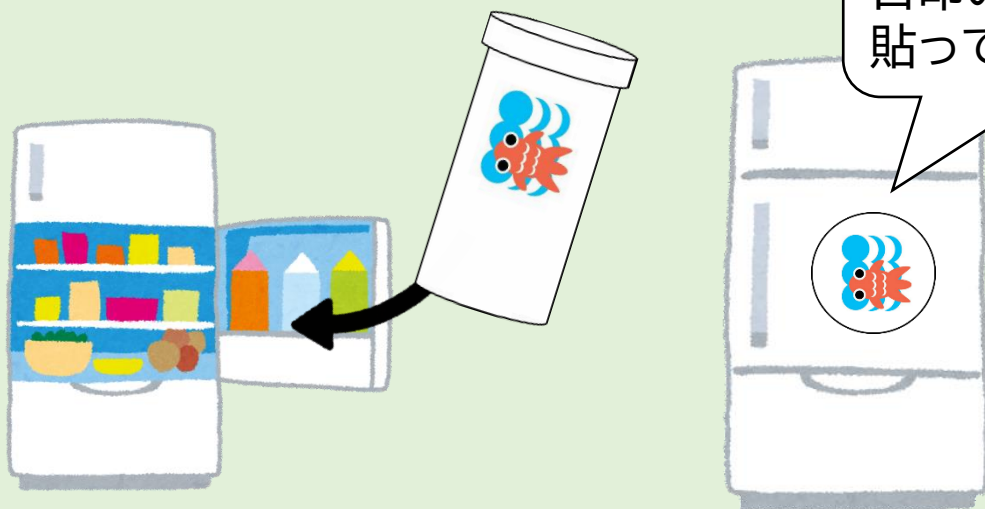
<自宅用> 緊急連絡カード
※ボトルの中に入れてください
(実際はA4サイズです)

<携帯用> 緊急連絡カード
※財布や鞆の中に入れて、外出時に万が一の際に活用できるようにします

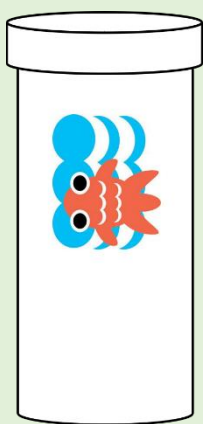
■ 保管方法・ルール

緊急連絡カード(緊とっとボトル)は、
救急隊員が発見しやすいように
冷蔵庫に入れて保管してください。

冷蔵庫のドアに必ず
目印のマグネットを
貼ってください。



■ 「緊とっとボトル」に入れておくとよいもの



- 緊急連絡カード(必ず入れてください)
- 健康保険証(写し)
- 診察券(写し)
- 服薬内容がわかるもの(写し)
- 担当のケアマネジャーの連絡先
- 本人確認ができる写真 など



※緊急連絡カード以外はお本人・ご家族、ケアマネジャーなどで
ご用意してください。

注 意

- ◆ 緊急連絡カードの記載内容に変更があれば、担当の民生・児童委員に連絡してください。
- ◆ 通帳や実印などの貴重品は入れないでください。
- ◆ その他、「緊とっとボトル」に入れている情報は、変更があれば随時更新してください。

緊急連絡カード(緊とつとボトル)を活用する際には、
以下の内容にご了承ください。

- ◆ 冷蔵庫のドアに目印のマグネットが貼られている場合、緊急時に限り、本人及び同居人等の同意を得ることなく、冷蔵庫を開けてボトルを取り出すことがあります。
- ◆ 救急隊員が救急活動に必要と判断した場合に限り、ボトル内の情報を確認・活用します。そのため、救急活動によっては必ずしも活用されない場合があります。
- ◆ 搬送先の医療機関を決める場合、本人の状態によっては、記載されたかかりつけの医療機関に搬送されない場合があります。
- ◆ 作成のために提供していただいた情報は、緊急時や災害時に警察や消防など、必要な機関に提供する場合があります。
- ◆ 医療情報及び緊急連絡先などが更新されていないと、いざという時に役に立ちません。1年に1度はご本人やご家族、関係者でチェックをし、情報を更新することをお願いしています。

この事業は、大和郡山市より委託を受けて、
民生・児童委員のご協力のもと実施しています。

【問い合わせ】

社会福祉法人 大和郡山市社会福祉協議会

電話 0743-53-6531 / FAX 0743-55-0986